

入 札 説 明 書

件名 令和7年度東北農林専門職大学第2揚水機場
オートストレーナー更新工事

担当部局等

〒996-0052 新庄市大字角沢1366
東北農林専門職大学総務課 電話番号0233-22-1527

令和7年度東北農林専門職大学第2揚水機場オートストレーナー更新工事に係る入札公告に基づく一般競争入札(条件付)については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

目次

1 入札日程等【入札日程等一覧】

1-1 入札の日程等

2 入札参加資格関係(施工実績・技術者配置要件等)

2-1 入札参加者の資格

2-2 事後審査方式による落札者の決定方法

2-3 入札参加資格の確認等

2-4 【確認資料一覧】

2-5 入札参加資格がないと認められた理由の説明要求等

3 入札関係書類等の取扱い

3-1 設計図書の見覧及び貸出し

3-2 設計図書等に対する質問

4 共通説明事項

4-1 入札及び開札

4-2 入札の辞退

4-3 公正な入札の確保

4-4 入札の効力

4-5 落札者の決定方法

4-6 入札の延期、中止等

4-7 再度入札

4-8 契約書の提出

4-9 異議の申立て

4-10 その他

5 添付書類

※ここに記載された申請書、確認資料及び契約書等の標準様式は、以下のアドレス(山形県ホームページの中の「入札・契約関係様式ダウンロード」)からダウンロードすることができる。

(アドレス

https://www.pref.yamagata.jp/180030/kensei/nyuusatsujouhou/nyuusatsujouhou/2nd_chotatsu/nyuusatsumatsujouhou/kn/dl.html)

1-1 入札の日程等

入札手続等	期間・期日・期限等	場所等	手続の方法
入札参加資格 確認申請	入札公告 5 (1) 及び (2) のとおり	東北農林専門職大学総務課	2-3 入札参加資格の確認等
設計図書の 閲覧及び貸出し	令和 7 年 6 月 30 日 (月) ～ 令和 7 年 7 月 10 日 (木)	東北農林専門職大学総務課 及び山形県ホームページ	3-1 設計図書の閲覧及び貸出し
設計図書等に対する 質問受付	令和 7 年 6 月 30 日 (月) ～ 令和 7 年 7 月 3 日 (木)	東北農林専門職大学総務課	3-2 (1) 設計図書等に対する質問
上記質問に対する 回答書の閲覧	回答を行った日から 令和 7 年 7 月 10 日 (木)	東北農林専門職大学総務課 及び山形県ホームページ	3-2 (2) 設計図書等に対する質問
入札書の受付	令和 7 年 7 月 8 日 (火) ～ 令和 7 年 7 月 10 日 (木) 受付時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時まで	東北農林専門職大学総務課	4-1 (1)～(4)
開札	入札公告 1 (1) のとおり	入札公告 1 (2) のとおり	
入札参加資格 確認結果通知	令和 7 年 7 月 15 日 (火)		
非資格理由 説明要求	令和 7 年 7 月 18 日 (金) 午後 4 時まで	東北農林専門職大学総務課	2-5 入札参加資格がないと認め た理由の説明要求等
非資格理由 回答期限	令和 7 年 7 月 24 日 (木)		
上記期間は、特に指定する場合を除き、県の休日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。			

※「県の休日」とは、山形県の休日を定める条例（平成元年 3 月県条例第 10 号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）

2 入札参加資格関係（施工実績・技術者配置要件等）

2-1 入札参加者の資格

- (1) 「山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。」とは、入札参加資格確認日（一般競争入札(条件付)参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日）から開札日（落札決定が保留された場合は当該落札決定の時）までの期間中のいずれの日においても指名停止措置を受けていないことをいう。
- (2) 「規則第132条の規定に基づく建設工事請負契約約款（昭和39年8月県告示第707号。以下「建設工事請負契約約款」という。）第49条第11号イからトまでのいずれにも該当しないこと。」とは、申請書の提出の日から当該工事の工期までのいずれの日においても該当しないことをいう。
- (3) 公告で指定された期限までに申請書及び申請書の添付書類（以下「確認資料」という。）を提出しない者は、本入札に参加することができない。
- (4) 配置予定技術者
 - イ 配置を求めている技術者の要件については、入札公告によるほか、以下によるものとする。
 - (イ) 入札公告の主任技術者資格の「同等以上の資格若しくは能力を有する」については、次の者をいう。
 - ・技術士（機械部門（選択科目を「熱・動力エネルギー機器」又は「流体機器」とするものに限る。）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「熱・動力エネルギー機器」、「流体機器」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとするものに限る。）の資格を有する者）
 - ・職業能力開発促進法第44条第1項の規定による技能検定のうち検定職種を1級の建築板金（選択科目を「ダクト板金作業」とするものに限る。以下同じ。）、冷凍空気調和機器施工若しくは配管（選択科目を「建築配管作業」とするものに限る。以下同じ。）とするものに合格した者又は検定職種を2級の建築板金、冷凍空気調和機器施工若しくは配管とするものに合格した後管工事に關し3年以上実務の経験を有する者
 - ・建築士法第2条第5項に規定する建築設備士となった後管工事に關し1年以上実務の経験を有する者
 - ・水道法第25条の5第1項の規定による給水装置工事主任技術者免状の交付を受けた後管工事に關し1年以上実務の経験を有する者
 - ・建築物その他の工作物若しくはその設備に計測装置、制御装置等を装備する工事又はこれらの装置の維持管理を行う業務に必要な知識及び技術を確認するための試験であつて建設業法施行規則により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録計装試験」という。）に合格した後管工事に關し1年以上実務の経験を有する者
 - ・学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した後5年以上又は同法による大学若しくは高等専門学校を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で、在学中に土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。）、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科を修めた者
 - ・管工事に關し10年以上実務の経験を有する者
 - ・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
 - (ロ) 自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - ロ 配置予定の技術者は、原則として変更できないこと。また、配置予定の技術者を配置できないときは、真にやむを得ない事由により技術者の変更を認める場合を除き、契約を締結しない、又は契約を解除するものとする。

ハ 配置予定の技術者として、複数の候補技術者を記載することができる。この場合、複数の技術者のうちいずれかが審査により資格のないことが判明したときは、資格のある技術者を配置予定技術者とみなす。

ニ 同一の技術者について、重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、当該入札手続における落札決定が行われる前までに契約担当者に書面により申し出ること（この場合、担当部局（契約担当）に事前に電話連絡を行うこと。事前に電話連絡がない場合は、当該申出を受け付けることが出来ない。）。ただし、当該申出をもって、配置予定技術者の変更を認めるものではない。

ホ 配置予定の技術者は、本件工事の契約時から工事の完成後、検査を完了した日（工期末後に検査を実施する場合は、工期末日）までにおいて、他の全ての工事に主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐として専任で配置されていないこと。また、本件工事が建設業法施行令（昭和31年8月政令第273号。以下「建設業法施行令」という。）第27条に該当する工事である場合には、配置予定の技術者は、本件工事の契約時から工事の完成後、検査を完了した日（工期末後に検査を実施する場合は、工期末日）までにおいて、他の全ての工事に主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐として配置されていないこと。ただし、本件工事が建設業法施行令第27条に該当する工事で、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(イ) 本件工事の配置予定技術者が専任を要しない他の工事に配置されている場合、当該他の工事の工期の末日が本件工事の着手日の前日以前であるとき（この場合、本件工事の配置技術者は着手日からの専任配置とする。）。

(ロ) 本件工事の配置予定技術者が専任を要する他の工事に配置されている場合、本件工事の契約時から着手日の前日までにおいて、当該他の工事が専任を要しない期間であるとき（当該他の工事の工期の末日が本件工事の着手日の前日以前である場合に限る。）（この場合、本件工事の配置技術者は着手日からの専任配置とする。）。

(ハ) 本件工事及び他の工事に同一の特例監理技術者を配置するとき。

また、主任技術者の現場専任義務のある工事を含む原則2つの工事について、一体性若しくは連続性が認められる工事又は相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10キロメートル程度の近接した場所において施工するため同一の主任技術者が管理することができるか否かについて、落札決定後に工事を所管する担当課等に協議を行い、双方の担当課等より承諾を得た場合についてもこの限りでない（なお、この場合、当該承諾を得られない場合も考慮して、配置予定技術者を複数申請すること。）。

ヘ 本工事において、建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者の配置を行う場合は、次に掲げる(イ)～(ト)の要件を全て満たさなければならない。

(イ) 監理技術者補佐を専任で配置すること。

(ロ) 監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する者（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「建設業法」という。）第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者）のうち一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

(ハ) 同一の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとする。ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの

(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。)については、これら複数の工事を一つの工事とみなす。

- (ニ) 監理技術者が兼務できる工事は最上総合支庁管内の工事でなければならない。
- (ホ) 監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
- (ハ) 監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- (ト) 監理技術者補佐が担う業務等について明らかにすること。

ト 本件工事が建設業法施行令第27条に該当する工事である場合、配置される専任の主任技術者、監理技術者（特例監理技術者を含む。）又は監理技術者補佐は申請書を提出する日の前3か月以上の雇用期間があることが必要である（落札決定後に当該事項を満たさないことが判明したときは、落札決定を取り消し、契約を行わないものとする。）。また、請負金額が4,500万円以上であって舗装施工管理技術者又は鋼橋塗装技能士を配置する工事である場合、又は路面標示施工技能士を配置する工事である場合も同様に、当該技術者又は技能士は申請書を提出する日の前3か月以上の雇用期間があることが必要である（落札決定後に当該事項を満たさないことが判明したときは、落札決定を取り消し、契約を行わないものとする。）。

2-2 事後審査方式による落札者の決定方法

入札公告において、入札参加資格の有無の確認を開札後に行う入札参加資格事後審査方式であるとされている場合においては、開札後、落札決定を保留し、落札者を決定するために必要と認める範囲の者について入札参加資格の審査を行う。審査の結果、入札参加資格のあることが確認できた場合は、当該入札者を落札者に決定する。

審査の結果、入札参加資格がないことが確認された場合は、有効な入札を行った次順位の者から入札参加資格を審査し、適格者が確認できるまでこれを行う。

なお、落札者の決定は開札日から起算して原則として3日以内（県の休日を除く。）に行う。

2-3 入札参加資格の確認等

(1) 本件入札の参加希望者は、入札公告の「入札参加者の資格」及び上記2-1の「入札参加者の資格」を有することを証明するため、(2)に示す申請書及び確認資料を提出しなければならない。この場合、必要な確認資料のいずれか一つでも添付がない場合は、入札参加資格がないものとする。

(2) 提出書類

イ 申請書（様式第1号）

ロ 確認資料

2-4【確認資料一覧】のとおり

ハ 申請書及び確認資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

なお、確認資料として提出する書類は受注者責任において用意すべきものであるため、県発注機関は、亡失等を理由とする再交付に応じない。

ニ 提出された申請書及び確認資料は無断で他の目的に使用しない。

ホ 確認資料の提出は申請書に添付して行うものとする。

ヘ 提出期限以降における申請書又は確認資料の差替え及び再提出は認めない。

ト 入札参加資格の確認のため、提出された確認資料により判断ができない場合には、必要な確認資料の追加提出を求めることがある。これは、本入札説明書が求めている入札参加資格の確認資料の脱漏による追加提出をいうものではない。

チ 入札参加資格の確認は、申請書及び確認資料の提出期限の日を基準として、開札後に、落札者を決定するために必要と認める範囲の者を対象として行う。入札参加資格がないと認められた者については、その結果を通知する。落札者と決定した者については、落札者決定通知をもって、確認結果の通知に代えるものとする。その他の者については、審査及び結果の通知を行わない。

2 - 4 【 確 認 資 料 一 覧 】

必要資料		確認資料	
		提出を求める確認資料については、左欄に○を付し、不要なものは【不要】と明示	
不要	イ	施工実績を記載した書面 様式第2号「同種工事の施工実績」	
不要	ロ	施工実績とする工事に係る以下の書類 a CORINS 登録工事における工事カルテ又は工事請負契約書の写し 記載内容により同種・類似工事の施工実績が確認できない場合は、工事概要等を確認できる仕様書等の写しを添付すること。 b 協定書の写し（共同企業体受注工事の場合のみ） c 工事成績評定通知書の写し cについては、「施工実績要件1」を入札参加資格に定めた場合に記載すること。	
○	ハ 必須	配置予定の技術者の資格等を記載した書面 様式第3号の2 「主任（監理）技術者の資格・工事経験」 ①六札参加者の資格として、技術者実績要件を設定していない場合は、様式中の「工事経験の条件」、「工事経験の概要」及び「工事概要」は記載不要とする。 ②配置予定の技術者の「工事経験の概要」における「従事役職」は、現場代理人又は主任技術者若しくは監理技術者の職名を記載すること。 ③配置予定技術者の「法令による資格・免許」における（カッコ）内には、資格免許の取得年を記載すること。 ④総合評価落札方式による場合、本書面の提出は、様式総合3「技術者の能力」の提出をもって代えることができる（この場合においても、資格者証等の写しの提出は必要なので、留意すること。） ⑤様式中の「建設業法第26条第3項各号に規定する監理技術者の配置予定」、「申請時における他工事との兼務」の欄は、記載後の状況の変化、記載誤り又は記載漏れがあった場合でも入札参加資格には影響しないものとする。	
○	ニ 必須	ハの技術者の国家資格者証等（建設業法（昭和24年5月法律第100号）に規定する実務経験証明書を含む。）又は監理技術者資格者証の写し及び監理技術者講習修了履歴が確認できる書面（監理技術者資格者証裏面の写し） ただし、すでに当該資格を合格又は講習を修了しているが、交付手続中のため入札参加確認申請期限までに当該資格者証又は監理技術者講習履歴が確認できる書面を提出することができない場合は、その旨を証明する資料をもって代えることができるものとする。	
不要	ホ	ハの技術者の経験工事に係る以下の書類 a CORINS 登録工事における工事カルテ又は工事請負契約書の写し 記載内容により同種・類似工事の施工実績が確認できない場合は、工事概要等を確認できる仕様書等の写しを添付すること。 b 協定書の写し（共同企業体受注工事の場合のみ） c 工事成績評定通知書の写し	
不要	ヘ	総合評定値通知書の写し 審査基準日が本申請の提出期限前1年7月以内であり、かつ、直近のものに限る。 ※審査基準日が1年7月以内であっても、直近のものでない場合は参加資格なしとする。	
○	ト	健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る直近の被保険者標準報酬月額決定通知書又は保険料領収済額通知書若しくは領収証書等の写し への総合評定値通知書により健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していることが確認できる場合又は個人事業主でかつ従業員が4人以下等により適用が除外される場合は提出を要しない。	
不要	チ	指定技術者等配置計画書（併せて資格者証等の写しを提出すること。） 舗装施工管理技術者、鋼橋塗装技能士又は路面標示施工技能士の配置を義務付けた場合	

【注】①必要な確認資料のいずれか一つでも添付が無い場合は、入札参加資格がないものとする。
 ②提出する資料に記入誤り、記入漏れ、押印漏れなど不備があった場合は、入札参加資格なしとなるため、提出の際は十分に確認した上で提出すること。

2-5 入札参加資格がないと認められた理由の説明要求等

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、任意の書面により、所管課長にその理由の詳細説明を求められることができる。

説明要求は、1-1に示した非資格理由説明要求の期日までに非資格理由説明要求の場所へ書面を持参又は書留郵便により提出するものとし、ファクシミリによるものは受け付けない。

- (2) 所管課長は説明要求があった場合には、1-1に示した非資格理由回答期限の期日までに、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

3 入札関係書類等の取扱い

3-1 設計図書の閲覧及び貸出し

当該工事に係る設計図書について、次により閲覧及び貸出しを行う。

- (1) 閲覧及び貸出しが可能な設計図書

イ 設計書

- (2) 閲覧期間及び閲覧方法

設計図書の閲覧及び貸出しの期間、山形県ホームページにより閲覧に供する。なお、山形県ホームページよりダウンロードすることもできる。

山形県ホームページに障害が生じた場合は、閲覧方法を書面閲覧に変更することがある。

- (3) 閲覧期間及び閲覧方法

イ 閲覧期間及び貸出期間

1-1 に示した期間による。

ロ 閲覧場所及び貸出場所

1-1 に示した場所による。

3-2 設計図書等に対する質問

- (1) 設計図書及びこの入札説明書に対する質問がある場合は、1-1に示した期間内に、質問受付場所へ書面を持参又は書留郵便により提出すること。

- (2) (1)の質問に対する回答は、回答書を1-1に示した期間、場所において閲覧に供する。

4 共通説明事項

4-1 入札及び開札

- (1) 入札は入札書を持参して行うものとする。

- (2) 持参により書面の入札書を提出する場合は、入札書を封筒に入れ、封かんのうえ、入札者の氏名、入札に係る工事名及び入札日を表記し、「入札書在中」の旨を朱書きして1-1に指定する場所において提出すること。

- (3) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した積算内訳書を提出すること。

- (4) 落札決定に当たっては、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10（消費税及び地方消費税（以下、注記事項において「消費税等」という。）の率による。）に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった契約希望金額の110分の100（消費税等の率による。）に相当する金額を入札書に記載すること。

- (5) 入札者又はその代理人は、開札に立ち会うことができるものとする。

- (6) 開札は、入札事務に関係のない山形県職員を立ち合わせて行う。

4-2 入札の辞退

- (1) 入札参加者は、入札書を提出するまでの間は、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退する場合は、書面により行うものとする。
- (2) 書面により入札を辞退する場合は、辞退する入札の工事名、開札日、辞退する者の名称、入札を辞退する旨を記載した書面（任意様式）を入札を執行する日時までに提出するものとする。
- (3) (2)の書面は押印を省略することができるが、押印を省略する場合は、書面の余白に責任者及び担当者の氏名・連絡先を記載するものとする。
- (4) 入札書提出後は入札を辞退することができない。
- (5) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

4-3 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為をしてはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たって、他の入札参加者と入札意思、入札価格又は入札書、積算内訳書その他契約担当職員等に提出する書類（以下「入札書等」という。）の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札意思、入札価格、入札書等を意図的に開示してはならない（第2項及び第3項の入札価格には、入札保証金の金額等又は金融機関等の契約保証の予約に係る契約金額若しくは保証金額を含む。）。

4-4 入札の効力

次に掲げる入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

- イ 入札公告に示した競争入札参加資格のない者（競争入札参加資格があることを確認された者で、開札時において入札公告に示した競争入札参加資格を満たさなくなった者を含む。）のした入札
- ロ 申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者のした入札
- ハ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ニ 記名押印をしていない書面入札（ただし、外国人又は外国法人にあつては、代表者又は代理人本人の署名をもって記名押印に代えることができる。）
- ホ 金額を訂正した入札
- ヘ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札
- ト 明らかに連合によると認められる入札
- チ 同一工事の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- リ 積算内訳書の提出のない入札
- ヌ 入札価格と提出された積算内訳書の合計金額が一致しない入札。また、提出された積算内訳書の記載内容等の確認の結果、適正に積算が行われていないことが明らかになった場合におけるその者のした入札
- ル 公正かつ正常な入札の執行を妨げる行為をした者のした入札
- ロ 所定の日時までに到達しない入札

ワ 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件等に違反した入札

4-5 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札を行った入札参加者等のうち、予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- (2) 最低制限価格制度
最低制限価格を設けたときは、前項の規定にかかわらず、予定価格の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札した入札参加者等のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (3) 最低の価格の入札者が提出した積算内訳書に不正又は不適正の疑いがあるときは、調査の上で落札するか否かを決定する。
- (4) 落札決定の時までに入札参加資格を満たさなくなった者は落札者としなない。
- (5) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札候補者を決定する。この場合において、当該入札者のうち立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない山形県職員にこれに代わってくじを引かせ落札候補者を決定する。

4-6 入札の延期、中止等

- (1) 天災、地変等により入札執行が困難なときは、入札を延期、中止又は取り止めることがある。
- (2) 正常かつ公正な入札執行が困難と認められる場合その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期、中止又は取り止めることがある。
- (3) 適正な入札の執行を期するため必要があるときは、入札前にくじ等により入札参加者を減じた上で入札を執行することがある。

4-7 再度入札

- (1) 初回の入札で落札者とすべき者がいないときは、直ちに、又は別に日時を指定して、再度の入札を行うことがある。再度入札時においては、積算内訳書の提出を求めない。
- (2) 再度の入札は、原則として1回までとする。
- (3) 次の各号のいずれかに該当する者は、再度の入札に参加することができない。
 - イ 初回の入札において参加しなかった者
 - ロ 初回の入札において無効な入札をした者又は失格となった者

4-8 契約書の提出

- (1) 契約書を作成する場合においては、落札者は、契約担当者から交付された契約書の案に記名押印し、落札決定の日の翌日から起算して7日以内（県の休日を除く。）に、これを契約担当者に提出しなければならない。ただし、契約担当者の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。
- (2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札はその効力を失う。

4-9 異議の申立て

入札参加者は、入札後、設計書、入札関係図書及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

4 - 10 その他

- (1) 落札決定を受けた山形県外に主たる営業所（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第7条第1号に該当する者を置く営業所に限る。）を有する入札参加者は、本契約締結時に現に有効な履歴事項全部証明書（登記簿謄本）の写し及び現に有効な営業所長等（受任者）に対する委任状の写しを添付すること。
- (2) 保証契約に基づいて前払金を支払う。ただし、「繰越事業に係る留意事項」又は「債務負担工事説明書」が付されている場合は、支払時期に留意すること。
- (3) 中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に請負者が選択を行うものとする。
- (4) 申請書又は確認資料等に虚偽の記載をした場合においては、山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を行うことがある。
- (5) 落札者は、契約締結後1か月以内及び工事完成時に建設業退職金共済制度に係る掛金収納書を提示すること。
- (6) 本工事は、余裕期間を設定しない。

5 添付書類

- (1) 公告文の写し

東北農林専門職大学長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

一般競争入札（条件付）参加資格確認申請書

令和7年6月30日付けで公告のありました下記の工事に係る入札参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、公告された資格を有すること並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 工 事 名 令和7年度東北農林専門職大学第2揚水機場オートストレーナー更新工事
- 2 添付書類
 - (1) 配置予定の技術者の資格等を記載した書面（様式第3号の2「主任（監理）技術者の資格・工事経験」）
 - (2) (1)の技術者の国家資格者証又は監理技術者資格者証の写し及び監理技術者講習修了履歴が確認できる書面
 - (3) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る直近の被保険者標準報酬月額決定通知書又は保険料領収済額通知書若しくは領収証書の写し